

東日本大震災により被害を受けられた皆様へ

「個人版私的整理ガイドライン」の利用で
**住宅ローンなどが
免除されます!**

(注) 債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

震災前と比べて
収入に大きな変化はないし、
制度は利用できない
だろうなあ・・・



適用されたケースが
ありますので
裏面をご覧ください。

家は建てず、災害公営住宅に
入る予定だから、
制度は利用できない
だろうなあ・・・



適用されたケースが
ありますので
裏面をご覧ください。

手続きが
よくわからないし、
大変なんですよ?



弁護士などの登録専門家が
全面的にサポート
いたしますのでご安心ください。

まずは相談から **相談無料**



個人版私的整理ガイドライン運営委員会
コールセンター



0120-380-883

●岩手支部 ☎019-606-3622

●宮城支部 ☎022-212-3025

●福島支部 ☎024-526-0281

受付時間/平日 9:00~17:00

ガイドラインの利用による債務免除の事例は、裏面をご覧ください。

ホームページからも
アクセスできます。

私的整理ガイドライン

検索

<http://www.kgl.or.jp/>



東北財務局

「個人版私的整理ガイドライン」の利用による債務免除の事例

Aさん(男性・岩手県)のケース



👉 同じ場所に家を再建予定

👉 現在、仮設住宅に居住

👉 勤務先も被災し異動となったが、収入に大きな変化はない。

仮設住宅を退去後は、あらたな住居費負担*が発生することから、今後の住宅ローンの返済が不安になり、相談。

【結果】

住宅ローン1,900万円

↓
1,700万円の借入の免除を受け、手元に義捐金を含め400万円と自宅跡地合わせて600万円相当を残すことができた。

Bさん(男性・宮城県)のケース



👉 自宅跡地は防災集団移転事業により買上げ

👉 現在、借上げ住宅に居住

👉 震災後も勤務先、収入は変わらない。

借上げ住宅を退去後は、あらたな住居費負担*が発生することから、今後の住宅ローンの返済が困難になると思い、相談。

【結果】

住宅ローン3,270万円

↓
2,135万円の借入の免除を受け、手元に義捐金及び500万円を残すことができた。

Cさん(男性・宮城県)のケース



👉 別の土地で家を再建予定

👉 現在、仮設住宅に居住

👉 勤務先も被災したが、収入は変わらない。

仮設住宅を退去後は、あらたな住居費負担*が発生することから、今後の住宅ローンの返済が不安になり、相談。

【結果】

住宅ローン1,500万円

↓
1,100万円の借入の免除を受け、手元に200万円と別の土地合わせて500万円相当を残すことができた。

※あらたな住居費負担には、災害公営住宅の家賃を含みます。

手続きの流れ

- 1 相談** 個人版私的整理ガイドライン運営委員会コールセンターや各支部に相談、または個別相談会に参加します。
- 2 専門家の紹介** ガイドラインの要件を満たす可能性のある方には、手続き支援のため、登録専門家を紹介します。登録専門家が、債務整理の申出に向けた書類の作成方法などについて支援します。
- 3 債務整理の申出** 住民票の写しや陳述書、財産目録などの必要書類を提出し、債務整理を申し出ます。債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。
- 4 弁済計画案の提出** 登録専門家とともに、弁済計画案を作成し、提出します。
- 5 弁済計画の成立** すべての借入先から同意が得られると弁済計画が成立し、弁済計画に従って借入れの免除などが行われます。

「個人版私的整理ガイドライン」を利用するメリット

1 個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。



2 国の補助により登録専門家の費用はかかりません。



3 500万円までの現預金を手元に残すことができます。義捐金等は、上記500万円とは別に手元に残すことができます。
(注)被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。



本制度は被災された方の生活再建を支援するための制度です。まずはご相談を!

相談無料

個人版私的整理ガイドライン運営委員会
コールセンター

☎ 0120-380-883

●岩手支部 ☎019-606-3622
●宮城支部 ☎022-212-3025
●福島支部 ☎024-526-0281

受付時間
平日 9:00~17:00